

電気需給約款

2025年5月1日実施

北陸瓦斯株式会社

目 次

I 総則	1
1. 適用	1
2. 定義	1
3. 本約款等の変更	3
4. 単位及び端数処理	4
5. 実施細目	4
II 電気需給契約	5
6. 適用条件	5
7. 電気需給契約の申し込み	5
8. 電気需給契約の成立	6
9. 契約期間	6
10. 供給電気方式、供給電圧及び周波数	7
11. 需要場所	7
12. 電気需給契約の単位	7
13. 電気の需給開始	7
14. 供給の単位	8
15. 契約電流及び契約容量	8
16. 電気需給契約書の作成	8
III 電気料金メニュー等	9
17. 電気料金メニュー	9
18. 付帯メニュー	9
19. オプションサービス	9
IV 電気料金の計算及び支払い	10
20. 電気料金の適用開始の時期	10
21. 電気の検針日	10
22. 電気料金の算定期間	10
23. 電気の計量	10
24. 電気料金の計算	12
25. 日割計算	12
26. 支払義務発生日	13
27. 支払期限日	13
28. 電気料金の支払方法及び支払日	13
29. 延滞利息	14
30. 電気料金及び延滞利息の支払い順序	14
V 電気の使用及び供給	15
31. 適正契約の保持	15

32.	供給の停止	15
33.	供給停止の解除	15
34.	違約金	15
35.	供給の中止又は使用の制限もしくは中止	16
36.	損害賠償の免責	16
37.	設備の賠償	16
VI	電気需給契約の変更及び終了	17
38.	電気需給契約の変更	17
39.	電気需給契約名義の変更	17
40.	お客さまからの電気需給契約の廃止	17
41.	当社からの電気需給契約の解約等	17
42.	電気需給契約解約後の債権債務関係	18
VII	その他	19
43.	供給方法及び工事	19
44.	需給開始後の電気需給契約の廃止又は変更に伴う料金及び工事費の精算	19
45.	工事費負担金等相当額	20
46.	需要場所への立ち入りによる業務の実施	21
47.	専属的合意管轄裁判所	21
48.	反社会的勢力の排除	21
付	則	23
1.	本約款の実施期日	23
2.	一般送配電事業者	23
3.	取次契約を締結する小売電気事業者	23
4.	電気需給契約上の地位の移転	23
別	表	
1.	再生可能エネルギー発電促進賦課金	24
2.	燃料費調整	24
3.	離島ユニバーサルサービス調整	26
4.	契約容量の算定方法	27

I 総則

1. 適用

- (1) この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社が、低圧需要に応じて、一般送配電事業者又は配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定める託送供給により、当社が取次契約を締結する小売電気事業者（以下「本小売電気事業者」といいます）が供給する電気を小売するときの需給条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、当社が都市ガスを供給する区域の市町村に適用いたします。

2. 定義

次の言葉は、3（本約款等の変更）（1）で定める本約款等において、それぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 一般送配電事業者

1（適用）（2）において定める区域の一般送配電事業を営むことについて電気事業法第3条の許可を受けた事業者をいいます。

(2) 配電事業者

1（適用）（2）において定める区域の送配電事業を営むことについて電気事業法第27条の12の2の許可を受けた事業者をいいます。

(3) 低圧

標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。

(4) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 記録型計量器

遠隔からの通信により、30分ごとの使用電力量の確認や電気の入切等ができる機能を有した計量器をいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

- (9) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (10) 契約容量等
契約電流及び契約容量を総称したものをいいます。
- (11) 電気料金メニュー
電気料金メニュー定義書ごとに定める基本料金、電力量料金等お客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件をいいます。
- (12) 付帯メニュー
電気料金メニューごとに付帯する割引等の条件をいいます。
- (13) オプションサービス
当社もしくは当社が委託するサービス提供会社が提供するサービスをいいます。
- (14) 電気料金
本約款にもとづき、電気料金メニューを適用し、お客さまの電気のご使用状況に応じて計算される料金をいいます。
- (15) ガス料金
お客さまに適用される当社のガス小売に関する約款に基づく契約（以下「ガス使用契約」といいます。）により計算される料金をいいます。
- (16) 合算払い
料金を、クレジットカード払いの場合は同一のクレジットカードにて、口座振替の場合は同一の口座からの振替にて、払込みの場合は同一の払込書にて、合算して同時に支払うことをいいます。
- (17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
- (18) 供給条件の説明
電気事業法第2条の13に定める電気料金その他供給条件の説明をいいます。
- (19) 契約締結前交付書面
電気事業法第2条の13に定める電気料金その他供給条件が記載された書面をいいます。
- (20) 契約締結後交付書面
電気事業法第2条の14に定める電気料金その他供給条件が記載された書面をいいます。
- (21) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (22) 消費税率
消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (23) 取次契約
当社が、自己の名をもって、本小売電気事業者のために、お客さまとの間で電気需給契約

を締結し、電気を小売することに関する、当社と本小売電気事業者との間の契約をいいます。

(24) 小売電気事業者

一般の需要に応じ電気を供給する事業を営むことについて、電気事業法第2条の2に基づき登録を受けた事業者をいいます。

(25) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(26) 平均燃料価格算定期間及び離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき平均燃料価格及び離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間又は12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(27) 休日

日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日並びに12月29日及び12月30日をいいます。

3. 本約款等の変更

(1) 当社は、本約款、17(電気料金メニュー)(1)の電気料金メニュー定義書、18(付帯メニュー)(1)の付帯メニュー定義書及び19(オプションサービス)(1)の規約(以下、「本約款等」といいます。)に関して、次の場合には、民法第548条の4の規定に基づき本約款等を変更することがあります。この場合には、原則として、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によるものといたします。

なお、本約款等を変更する場合には、本約款等の変更前の変更内容を、変更後は変更内容、電気需給契約の成立日、供給地点特定番号並びに当社の名称及び所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付に代えて、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、お知らせすることがあります。

① 託送約款等の変更又は法令の制定もしくは改廃により、本約款等を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の託送約款等又は法令をふまえて本約款を変更いたします。

なお、本約款等を変更するまでの間、本約款等における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款及びその他の供給条件等といたします。

② 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率に基づき本約款等を変更いたします。

③ ①及び②以外の事由であって、社会情勢の変化又は発電費用もしくは電源調達費用の著し

い変動等合理的な理由により、本約款等を変更する必要がある場合

(2) 本約款等の変更又は契約の変更に伴い、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明及び契約締結前交付書面の交付及び契約締結後交付書面の交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

① 供給条件の説明及び契約締結前交付書面の交付を行う場合は、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。

② 契約締結後交付書面の交付を行う場合には、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載いたします。

(3) 本約款等の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明及び契約締結前交付書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみをインターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、お客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付しないことについてあらかじめ承諾していただきます。

4. 単位及び端数処理

本約款等において電気料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりといたします。その他の単位及び端数処理は、電気料金メニュー定義書ごとに定めます。

(1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約容量が0.5キロボルトアンペア未満となる場合は、契約容量を1キロボルトアンペアといたします。

(2) 負荷設備の個々の容量の単位は、1ワット又は1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、記録型計量器により計量される30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

(4) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

本約款等の実施上必要な細目的事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II. 電気需給契約

6. 適用条件

(1) 本約款等は、次の適用条件をすべて満たしている場合に適用いたします。

- ① 電気を使用する需要場所において当社との間でガス使用契約が存在する、又はガス使用契約が見込まれること。
- ② 当社のガスと電気のご契約者が同一であること。
- ③ 合算払いをしていただくこと。
- ④ 料金のお支払い方法が、口座振替もしくはクレジットカード払いであること。ただし、お支払い方法の変更手続き中等のやむを得ない事情による一時的な期間に限り、払込みによるお支払いも可能といたします。なお、3か月連続して口座振替もしくはクレジットカード払いでお支払いいただけなかった場合は、4 1 (当社からの電気需給契約の解約等) (1) ②に該当するものとみなします。
- ⑤ 北陸ガス会員サイト「ずっと近くでねっと」(以下、「会員サイト」といいます。)の本会員(原則として当社との間でガス使用契約が存在し、当該契約情報をもって会員登録手続きを完了したお客さまをいいます。)であること。

7. 電気需給契約の申し込み

(1) 当社との間でガス使用契約が存在する、又はガス使用契約が見込まれるお客さまが新たに当社との電気需給契約を希望される場合は、原則としてそのご本人から、あらかじめ本約款等を承認のうえ、電気料金メニューを1つ選択し、次のうち必要な事項を明らかにして、当社所定の方法により申し込みいただきます。

電気料金メニュー、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、供給電圧、契約容量等、契約主開閉器、負荷設備、発電設備等(発電設備及び蓄電池をいいます。)、業種、用途、使用開始希望日及び電気料金の支払方法

(2) 申し込みにあたり、お客さまは、4 6(需要場所への立ち入りによる業務の実施)に定めるものの他、託送約款等で定める需要者に関する事項について遵守していただきます。

(3) (1)により電気需給契約の申し込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものといたします。

- ① お客さまが本約款等によって支払いを要することとなった電気料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の当社からの情報を、本小売電気事業者が他の小売電気事業者へ通知すること。
- ② お客さまから申し出ていただく事項のうち、託送約款等に基づく接続供給のために当該一般送配電事業者等が必要とする事項について、本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等に情報を提供すること。

(4) 契約容量等については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用

開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (5) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社又は当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申し込みをしていただきます。
- (6) 当社以外の者による電気の供給から当社による電気の供給に変更を申し込まれる場合は、(1)に準じて申し込みをしていただきます。ただし、変更前の当社以外の者との電気需給契約の廃止等について確認する場合がございます。

8. 電気需給契約の成立

- (1) 電気需給契約は、お客さまからの申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は電気需給契約の成立の日にさかのぼって電気需給契約を解約することがあります。
- (2) 当社は、6(適用条件)を満たさないお客さまからの申し込みをいただいた場合は、承諾いたしません。
- (3) お客さまから13(電気の需給開始)の需給開始に必要となる情報を提供いただけない等、需給開始に向けた手続きに支障がある場合は、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、電気需給契約を解約したお客さまが、再度同一需要場所で電気需給契約を申し込みする際に、その適用開始の希望日が過去の電気需給契約の廃止日又は解約日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (5) ガス料金や電気料金等、お客さまが支払うべき料金を支払期限日が経過してもお支払いいただけていない場合、又は過去に支払期限日が過ぎてからお支払いいただいたことがある場合には、新たな電気需給契約の申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまとの電気需給契約の成立の後、当社とのガス使用契約が解約された場合、電気需給契約を解約いたします。この場合の電気需給契約の解約日は、ガス使用契約の解約日の翌日といたします。ただし、以下の場合には、電気需給契約の解約日を次の通りといたします。
 - ① ガス使用契約の解約の申し込みを受け付けた日が、ガス使用契約の解約日と同日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する日(土曜日及び休日を除きます。)の翌日といたします。
 - ② ガス使用契約の解約の申し込みを受け付けた日が、土曜日及び休日もしくはその前日かつガス使用契約の解約日が受付日の直後に到来する土曜日及び休日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する日(土曜日及び休日を除きます。)の翌日といたします。
- (7) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、申し込み内容の不備、当社の設定する与信基準等により、電気需給契約の申し込みを承諾できないことがあります。

9. 契約期間

- (1) 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始日の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約満了に先だってお客さま又は当社から電気需給契約の廃止、解約又は変更の申し出がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとなります。
- (3) (2)にもとづき、契約期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前交付書面の交付及び契約締結後交付書面の交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 契約期間満了前の供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の契約期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行います。また、契約締結前交付書面の交付は行いません。
 - ② 本約款等の電気需給契約の継続後は、契約締結後交付書面の交付に代えて、当社の名称及び住所、契約年月日、当該継続後の契約期間並びに供給地点特定番号のみを、インターネット上での開示、又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とされない事項については、お知らせを省略することがあります。

10. 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。なお、原則として、電気料金メニューに応じて、適用する供給電気方式及び供給電圧を電気料金メニュー定義書に定めます。

11. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

12. 電気需給契約の単位

当社は、原則次の場合を除き、1需要場所について1電気料金メニューを適用して、1電気需給契約を結びます。

災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、又は電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申し出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めた場合。

13. 電気の需給開始

- (1) 当社は、お客さまからの電気需給契約の申し込みを承諾した場合には、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに本小売電気事業者による電気供給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ

め定めた需給開始日に本小売電気事業者が電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、本小売電気事業者による電気供給を開始いたします。

- (3) 当社以外の者との電気需給契約から、当社との電気需給契約に変更される場合で、当社以外の者との電気需給契約の廃止手続きが完了されていないときには、需給開始日をあらためて協議いたします。

1 4. 供給の単位

本小売電気事業者は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 電気需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込み及び1 計量をもって電気を供給いたします。

1 5. 契約電流及び契約容量

- (1) 契約電流は、次のとおりといたします。

- ① 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアの中から当社が電気料金メニューに応じて電気料金メニュー定義書で指定するものうちいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- ② 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

- (2) 契約容量は、原則として次のとおりといたします。

- ① 契約主開閉器により契約容量を定める場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表4（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社、本小売電気事業者又は当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
- ② 契約容量は、50キロボルトアンペア以上としないものといたします。

1 6. 電気需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるとき又は当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

Ⅲ. 電気料金メニュー等

17. 電気料金メニュー

- (1) 電気料金メニューに関する詳細事項は、電気料金メニュー定義書にて定めます。
- (2) 電気料金メニュー定義書では、適用条件、供給電気方式、供給電圧、契約容量等、電気料金、割引等を定めます。

18. 付帯メニュー

- (1) 付帯メニューを設定する場合には、その付帯メニューに関する詳細事項を付帯メニュー定義書にて定めます。
- (2) 付帯メニュー定義書では、適用条件、適用期間等を定めます。

19. オプションサービス

- (1) オプションサービスを設定する場合には、お客さまは、別途定める規約に従って利用いただけます。
- (2) オプションサービスの適用条件、適用期間等の内容については、その変更や中止等も含めて、当社ホームページ等でお知らせいたします。

IV. 電気料金の計算及び支払い

20. 電気料金の適用開始の時期

電気料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ電気需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合及びお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

21. 電気の検針日

- (1) 電気の検針は、月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。
- (2) 月ごとの電気の検針日は、お客さまの属する区域に応じて当該一般送配電事業者等が定めます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当該一般送配電事業者等は、当社があらかじめお知らせした日以外の日を検針することがあります。
- (3) お客さまが不在等のため当該一般送配電事業者等が検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。

なお、当社は、②の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾を得るものといたします。

- ① 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - ② その他特別の事情がある場合
- (5) (4) ①の場合で、当該一般送配電事業者等が検針を行わなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものといたします。
 - (6) (4) ②の場合で、当該一般送配電事業者等が検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。

22. 電気料金の算定期間

当月の電気料金の算定期間は、託送約款等に定める検針期間といたします。

ただし、電気の需給契約を開始した場合は、開始日から開始日を含む検針期間等の終期までの期間を、電気需給契約を廃止又は解約した場合は、廃止又は解約日の前日を含む検針期間等の始期から廃止又は解約日の前日までの期間といたします。

23. 電気の計量

- (1) お客さまの使用電力量は、原則として、当該一般送配電事業者等が取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量し、30分ごとの使用電力量を電気料金の算定期間において合計した計量の結果は、検針日以降に当社に通知されます。
- (2) 21(電気の検針日)(3)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、原則として次の検針の結果の1か月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算

いたします。ただし、24(電気料金の計算)(2)に該当する場合は、次回の検針の結果を電気料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量等に乗じた値の比率によりあん分して得た値によって精算いたします。

(3) 21(電気検針日)(4)②の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1か月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1か月平均値によって精算いたします。ただし、24(電気料金の計算)(2)に該当する場合は、次回の検針の結果を電気料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量等に乗じた値の比率によりあん分して得た値によって精算いたします。

(4) 当該一般送配電事業者等は、記録型計量器以外の計量器により計量する場合があります。この場合、使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、電気料金の算定期間における使用電力量は、次の場合並びに(6)及び(7)の場合を除き、当該一般送配電事業者等が定める検針日における電力量計の読み(電気需給契約が解約された場合は、原則として廃止日又は解約日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。

① 21(電気検針日)(3)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1か月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、24(電気料金の計算)(2)に該当する場合は、次回の検針の結果を電気料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量等に乗じた値の比率によりあん分して得た値によって精算いたします。

② 21(電気検針日)(4)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間及び需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分して得た値をそれぞれの電気料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、24(電気料金の計算)(2)に該当する場合は、次回の検針の結果を電気料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量等に乗じた値の比率によりあん分して得た値をそれぞれの電気料金の算定期間の使用電力量といたします。

③ 21(電気検針日)(6)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1か月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1か月平均値によって精算いたします。ただし、21(電気検針日)(2)に該当する場合は、次回の検針の結果を電気料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量等に乗じた値の比率によりあん分して得た値によって精算いたします。

(5) 当該一般送配電事業者等が計量器を取り替えた場合には、電気料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付け及び取外した電力量計ごとに(1)、(2)、(3)又は(4)に準じて計量した使用電力量を合算して得た値といたします。

(6) 計量器の故障等によって当該一般送配電事業者等が使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、原則、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議

によって定めます。

(7) 当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果は、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、お客さまに通知いたします。

2.4. 電気料金の計算

(1) 電気料金は、選択した電気料金メニューを適用して、基本料金、電力量料金及び別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(2) 当社は、次の①、②又は③の場合を除き電気料金の算定期間を「1か月」として電気料金を計算いたします。

① 電気の供給を開始し、もしくは電気需給契約が廃止又は解約された場合

② 契約容量等、電気料金メニュー等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合

③ 検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、又は下回る場合

(3) 電気料金メニューに加え、付帯メニューが適用される場合、その全てを反映して電気料金を計算いたします。

2.5. 日割計算

(1) 当社は、2.4(電気料金の計算)(2)①、②又は③の場合は、次により電気料金を算定いたします。

① 基本料金、最低月額料金は以下により計算いたします。

1か月の該当料金 × (日割計算対象日数 ÷ 検針期間の日数)

ただし、2.4(電気料金の計算)(2)③に該当する場合は、日割計算対象日数 ÷ 検針期間の日数は、日割計算対象日数 ÷ 暦日数 といたします。

② 日割計算に応じて電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

イ 2.4(電気料金の計算)(2)①又は③の場合

電気料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 2.4(電気料金の計算)(2)②の場合

日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により算定いたします。

ただし、計量値を確認しない場合は、電気料金の算定期間の使用電力量は、電気料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの又は契約容量等に乗じた値の比率により区分して算定いたします。

(2) 2.4(電気料金の計算)(2)①の場合により日割計算するときは、(1)①及び②にいう日割計算対象日数には開始日を含み、廃止日又は解約日を除きます。また、2.4(電気料金の計算)(2)②の場合により日割計算をするときは、変更後の電気料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 電気の供給を開始し、又は電気需給契約が廃止又は解約された場合の(1)①及び②にい

う検針期間の日数は、次のとおりといたします。

① 電気の供給を開始した場合

開始日を含む検針期間の日数といたします。

② 電気需給契約が廃止又は解約された場合

廃止日又は解約日の前日を含む検針期間の日数といたします。

(4) 電気の供給を開始し、又は電気需給契約が廃止又は解約された場合の(1)①及び②という暦日数は、次のとおりといたします。

① 電気の供給を開始した場合

開始日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。

② 電気需給契約が廃止又は解約された場合

解約日の前日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。

26. 支払義務発生日

(1) 1か月の電気料金の支払義務発生日は、当該1か月の電気の検針日以降に計算する電気料金の請求日（電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日）といたします。ただし、電気需給契約を廃止又は解約した場合の、前回の電気の検針日から廃止日又は解約日の前日までの電気料金の支払義務発生日は、廃止又は解約日以降に計算される当該期間分の電気料金の請求日といたします。

(2) (1)にかかわらず、合算払いの場合の1か月の電気料金の支払義務発生日は、原則として、電気の検針日以降一定期間を経て到来するガス使用契約に基づくガスの検針日（以下「ガスの検針日」といいます。）といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が電気の検針日を変更した場合、又は当社がガスの検針日を変更した場合においては、この限りではありません。

27. 支払期限日

(1) 電気料金は、支払期限日までに支払っていただきます。

(2) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

(3) (2)の支払期限日が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

28. 電気料金の支払方法及び支払日

(1) お客さまは、電気料金を原則として口座振替、クレジットカード払いのいずれかの方法により、支払義務発生日が同一の電気料金とガス料金をあわせて、毎月お支払いいただきます。お客さまの電気料金のお支払方法及び支払日は、ガスの使用契約に準じ、当社の一般ガス供給約款によります。ただし、お客さまがガス使用契約を解約した場合、電気需給契約も解約となり、解約日以降に計算される電気料金は、ガス料金と合算せず当該電気料金のみをご請求いたします。

(2) 当社は、お客さまにお支払いいただいた電気料金額に過不足があることが判明した場合、

使用電力量及び請求金額の訂正その他過不足が生じた事由の如何にかかわらず、その支払い過剩額又は不足額を遅滞なくお客さまにお知らせし、精算いたします。

- (3) 電気の検針日とガスの検針日の関係などにより、2か月分の電気料金をまとめて請求する場合や請求が無い月が発生する場合があります。

29. 延滞利息

- (1) 当社は、お客さまが支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

① 電気料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により電気料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落した場合

② 電気料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、算定の対象となる電気料金は、電気料金からその料金に含まれる消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものといたします。

算定の対象となる電気料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数
×0.0274パーセント（1円未満の端数は切り捨てます）

（備考）

電気料金に含まれる消費税等相当額＝電気料金×消費税率÷（1＋消費税率）

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払義務は、30（電気料金及び延滞利息の支払い順序）にあたっては、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく電気料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく電気料金の支払期限日と同じといたします。

30. 電気料金及び延滞利息の支払い順序

- (1) 電気料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。
- (2) 合算払いで、支払義務の発生が同日の場合には、原則として、ガス料金、ガス料金にかかる延滞利息、電気料金、電気料金にかかる延滞利息の順に充当するものとし、電気料金やガス料金は電気の検針日及びガスの検針日の古い順序でお支払いいただきます。

V. 電気の使用及び供給

3 1. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、お客さまにすみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

3 2. 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。

- ① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ② お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、又は亡失して、当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合
- ③ 託送約款等に反して、当該一般送配電事業者等の電線路又は引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- ④ その他託送約款等に定めのある場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。

- ① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ③ 託送約款等に反して、当該一般送配電事業者等の係員がお客さまの土地又は建物への立ち入りによる業務を実施することを正当な理由なく拒否された場合
- ④ その他託送約款等に定めのある場合

(3) (1) 又は (2) の場合には、当社は、電気料金の減額等を行いません。

3 3. 供給停止の解除

3 2 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、当該一般送配電事業者等が、すみやかに電気の供給を再開いたします。

3 4. 違約金

(1) お客さまが3 2 (供給の停止) (2) ②に該当し、そのために電気料金の全部又は一部の支払いを免れた場合は、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金としてお客さまから申し受けます。

(2) (1) の免れた金額は、本約款等に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内で当社が決定した期間といたします。

35. 供給の中止又は使用の制限もしくは中止

(1) 次の場合には、当該一般送配電事業者等が、供給時間中に電気の供給を中止し、又はお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- ① 当該一般送配電事業者等が維持及び運用する供給設備に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合
- ② 当該一般送配電事業者等が維持及び運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- ③ 電気の需給上又は保安上必要がある場合
- ④ その他託送約款等に定めのある場合

(2) (1) の場合には、当該一般送配電事業者等が、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(3) (1) の場合には、当社は料金の減額等を行いません。

36. 損害賠償の免責

(1) 需給開始日を変更した場合、又は廃止日又は解約日を変更した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、お客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責め及び需給契約にかかわる債務の履行の責めを負いません。

(3) 41(当社からの電気需給契約の解約等)によって電気需給契約を解約した場合には、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

37. 設備の賠償

お客さまが故意又は過失によってその需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失したことにより、当該一般送配電事業者等から本小売電気事業者に請求のあった金額を当社が請求された場合は、当社は、その賠償に要する金額及びその金額の支払いに要する費用をお客さまに支払っていただきます。

VI. 電気需給契約の変更及び終了

38. 電気需給契約の変更

お客さまが、電気需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ(電気需給契約)に定める新たに電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

39. 電気需給契約名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合、当社が文書による申し出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

40. お客さまからの電気需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。廃止期日は、原則としてお客さまからの通知を受け付けた日の翌日以降の日といたします。なお、通知を受け付けた日が土曜日及び休日もしくはその前日の場合、廃止期日は、原則として受付日直後に到来する日(土曜日及び休日を除きます。)の翌日以降で定めていただきます。
- (2) 当社は、41(当社からの電気需給契約の解約等)及び以下の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に解約いたします。当社又は当該一般送配電事業者等の責めとならない理由(災害等不可抗力による場合を除きます。)により、当該一般送配電事業者等が電気需給契約を終了するために必要な措置ができない場合は、電気需給契約を終了するための措置が可能となった日を廃止日といたします。
- (3) 当社との電気需給契約を廃止し、他の小売電気事業者等との電気需給契約等に基づき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、あらかじめ通知いただいた廃止期日について、お客さまと協議のうえ変更することがあります。

41. 当社からの電気需給契約の解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気需給契約を解約することがあります。なお、次の①、②、③及び④の場合には、その旨を解約の15日前までにお客さまに予告いたします。
 - ① お客さまが電気料金を支払期限日を経過してなお支払われない場合
 - ② 6(適用条件)を満たさなくなった場合
 - ③ 当社との他の契約(既に廃止又は解約しているものを含みます。)における債務を期日までに履行しない場合
 - ④ 本約款等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款等から生ずる金銭債務をいいます。)を履行しない場合

- ⑤ お客さまが本約款等に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めない場合
 - ⑥ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合
 - ⑦ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申し立てがあった場合
 - ⑧ 支払停止の状態に陥った場合
 - ⑨ 手形不渡り処分又は手形取引停止処分を受けた場合
 - ⑩ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合
 - ⑪ お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合
- (2) (1) に該当し、その理由となった事実を解消されない場合には、当該一般送配電事業者等は、解約日に需給を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、当該一般送配電事業者等があらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 3 2 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが、4 0 (お客さまからの電気需給契約の解約) (1) による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に電気需給契約を解約するものいたします。
- (5) お客さまが、移転に伴い、電気需給契約の継続について特段の意思表示がなく、ガス使用契約を解約した場合は、電気需給契約の終了日は、ガスを使用されていないことを当社が認知した後に、当社が電気需給契約を終了させる措置を完了した日といたします。
- (6) 当社は、当社の責めによらない事由により電気の供給が不可能もしくは著しく困難な場合には、原則としてあらかじめお客さまへ通知の上で、当社から電気需給契約を解約することがあります。

4 2. 電気需給契約解約後の債権債務関係

電気需給契約中の電気料金その他の債権債務は、電気需給契約の廃止又は解約によっては消滅しません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。

Ⅶ. その他

4 3. 供給方法及び工事

- (1) 当該一般送配電事業者等が維持及び運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給方法及び工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (2) 託送約款等に基づき本小売電気事業者と当該一般送配電事業者等との協議によって定めるところとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行う場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置及び集合住宅等の場合で建物内に計量器等を取り付けた場合の必要な事項等については、原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。
- (3) 当該一般送配電事業者等の供給設備、計量器等及び電流制限器等を施設又は取り付ける場合の施設場所又は取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から託送約款等に基づき電気の供給又は計量にあたり必要な設備等の施設又は取付けを求められた場合には、当該設備等は、原則として、お客さまの負担で施設又は取り付けていただきます。この場合には、本小売電気事業者及び当該一般送配電事業者等が当該設備等は無償で使用できるものといたします。

4 4. 需給開始後の電気需給契約の廃止又は変更に伴う料金及び工事費の精算

- (1) お客さまが、契約容量等を新たに設定し、又は増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約容量等を減少しようとする場合で、当該一般送配電事業者等が託送約款等にもとづき料金及び工事費の精算を行うことが明らかになったときは、9（契約期間）に定める契約期間にかかわらず、当社は、電気需給契約の廃止又は変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。
 - ① 契約容量等を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量等を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の電気料金について、当該電気料金メニューの基本料金及び電力量料金の10パーセントを割増ししたもの（以下「割増しした料金」といいます。）をさかのぼって適用いたします。この場合、当初から割増しした料金を適用して算定される料金と既に申し受けた電気料金との差額を申し受けます。
 - ② 契約容量等を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量等を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の電気料金について、契約容量等を増加された日の前日の契約容量等を上回る契約容量等につき、割増しした料金をさかのぼって適用いたします。この場合、当初から割増しした料金を適用して算定される料金と既に申し受けた電気料金との差額を申し受けます。なお、割増しした料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量等を上回る契約容量等分と残余分の比であん分して得たものといたします。
 - ③ 契約容量等を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量等を減少しようとする

る場合には、当社は、お客さまが契約容量等を新たに設定された日から契約容量等を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量等を上回る契約容量等につき、割増した料金をさかのぼって適用いたします。この場合、当初から割増した料金を適用して算定される料金と既に申し受けた電気料金との差額を申し受けます。なお、割増した料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量等を上回る契約容量等分と残余分の比であん分して得たものいたします。

④ 契約容量等を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量等を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量等を増加された日から契約容量等を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量等を上回る契約容量等分（減少される日以降の契約容量等が増加された日の前日の契約容量等を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量等を上回る契約容量等分といたします。）につき、割増した料金をさかのぼって適用いたします。この場合、当初から割増した料金を適用して算定される料金と既に申し受けた電気料金との差額を申し受けます。なお、割増した料金を適用する使用電力量は、減少後の契約容量等を上回る契約容量等分（減少後の契約容量等が増加前の契約容量等を下回る場合は、増加前の契約容量等を上回る契約容量等分といたします。）と残余分の比であん分して得たものいたします。

(2) (1) の場合で、本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき工事費の精算にかかわる請求を受けた場合は、当社は、本小売電気事業者からの求めにもとづき、お客さまから当該金額を申し受けます。

4 5. 工事費負担金等相当額

(1) 本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等にかかわる工事費負担金、費用の実費又は実費相当額等の請求を受けた場合で、当社が本小売電気事業者からその費用の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、原則として工事着手前に工事費等に関する契約書を作成いたします。

(3) 本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額にかかわる工事費負担金の精算を受けた場合で、当社が本小売電気事業者からその精算を受けた場合は、当社は、お客さまと工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。

(4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消又は変更される場合で、本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から託送約款等に基づき費用の実費又は実費相当額等の請求を受けた場合で、当社が本小売電気事業者からその費用の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額をお客さまから申し受けます。

4 6 . 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社、本小売電気事業者及び当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備又は計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修又は検査
- (2) 託送約款等によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査又は電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針又は計量値の確認
- (5) 3 2（供給の停止）、4 0（お客さまからの電気需給契約の廃止）又は4 1（当社からの電気需給契約の解約等）により必要な処置
- (6) その他本約款等によって、電気需給契約の成立、変更又は終了等に必要な業務
- (7) その他託送約款等によって、当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

4 7 . 専属的合意管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約にかかわる訴訟については、新潟簡易裁判所又は新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

4 8 . 反社会的勢力の排除

- (1) お客さま及び当社は、電気需給契約成立時において、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。違反した場合は電気需給契約を解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (2) お客さま及び当社は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当す

る行為を行わないことを表明し、保証します。

- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) お客さま及び当社は、相手方が(1)又は(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちにこの電気需給契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

付 則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2025年5月1日から実施いたします。

2. 一般送配電事業者

1(適用)(1)で定める一般送配電事業者は、東北電力ネットワーク株式会社といたします。

3. 取次契約を締結する小売電気事業者

当社が取次契約を締結する小売電気事業者は、東北電力株式会社といたします。

4. 電気需給契約上の地位の移転

- (1) 当社が、取次契約の終了等の事由により、お客さまに対し電気を小売することができなくなる見込みがある場合、原則として、事前に当社のホームページにてお知らせいたします。
- (2) (1)の場合、お客さまが他の小売電気事業者等への契約切り替えを希望される場合を除き、当社は、お客さまへの電気供給を継続させる観点から、お客さまとの合意により、電気需給契約上の当社の地位を、本小売電気事業者又は本小売電気事業者と取次契約を締結する他の事業者に対し、移転する手続を行います。ただし、この場合、本小売電気事業者又は当該他の事業者の電気需給約款等が適用されるため、お客さまと当社との電気需給契約における需給条件は変更される場合があります。

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)及びインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社のホームページに掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る検針期間等の始期から翌年の4月の料金に係る検針期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して計算いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

② お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申し出の直後の5月の料金に係る検針期間等の始期から翌年の4月の料金に係る検針期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項又は第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む検針期間等の終期といたします。)の前日までの期間において、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として計算された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものとしたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電気料金メニューごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る検針期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る検針期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る検針期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る検針期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る検針期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る検針期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る検針期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る検針期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る検針期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る検針期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る検針期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る検針期間等

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	0.197円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)①の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格及び(1)②によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電気料金メニューごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79,300 \text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{円} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る検針期間等

④ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1か月の使用電力量に②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき	0.001円
------------	--------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)①の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格及び(1)②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をお知らせいたします。

4. 契約容量の算定方法

契約主開閉器により契約容量を定める場合は、次により算定いたします。

供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の} \\ \text{定格電流 (アンペア)} \quad \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。